

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年四月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり児島東店

所在地 倉敷市児島下の町一〇丁目三九〇一五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目四一一

代表者の氏名 代表執行役 藤木 保彦

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ひまわり児島下の町店

（変更後）ひまわり児島東店

4 変更年月日

平成十八年九月二十九日

二 届出年月日

平成十九年四月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年四月二十七日から平成十九年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課